

仮執行宣言の申立書

債権者

植西アルミ建販こと植西規雄

債務者

渡邊建築設計事務所こと渡邊孝彦

上記当事者間の御庁平成15年(口)第1034号支払督促申立事件について、債務者は平成15年5月22日支払督促正本の送達を受けながら、法定の期間内に異議の申し立てをなさず、また、債務の支払もしないので、下記の費用を加えて仮執行の宣言を付されるよう申し立てる。

記

仮執行宣言の手續費用	<u>金 1 7 8 0 円</u>
(内訳)	
正本送達費用	<u>金 1 1 3 0 円</u>
申立書書記料	<u>金 1 5 0 円</u>
申立書提出費用	<u>金 5 0 0 円</u>

平成 1 5 年 6 月 5 日

債権者氏名

植西アルミ建販こと植西規雄 印

連絡先 T E L

0 7 4 3 - 5 2 - 5 4 6 0

F A X

0 7 4 3 - 5 2 - 5 4 9 8

奈良簡易裁判所御中